

サークル活動に関する細則

- 第 1 条 この細則は、薬円台小学校PTA規約27条6に基づき、サークル活動が円滑かつ継続的に行われるため設ける。
- 第 2 条 サークルの新規発足については、以下の条件を必要とする。
1. 10人以上のPTA会員
 2. 活動目的、計画を書面にて提出
 3. 活動は、月1回以上行うことを原則とする。
 4. 活動場所は校内を原則とする。
- 第 3 条 サークル活動の約束事項
1. OB会員数は現会員数を上回ってはいけない。
 2. 活動補助金は活動状況、人数により支払われないことがある。
- 第 4 条 サークル発足等に関する手続きは、本部へ申請し、審議の上、本部が運営委員会に提出し、そこで審議の上、承認により発足となる。
- 但し、活動補助金については、次年度より支払うこととする。
- 第 5 条 この細則の改正については、運営委員会の承認を得なければならない。